

令和4年度（2022年度）

社会福祉法人 いなほ福祉会

児童発達支援センター 通園めだか 事業計画書

1、事業所所在地

三重県南牟婁郡紀宝町鮎田1052-1

電話 0735-28-0020

FAX 0735-28-0021

2、事業の目的・方針・・・発達支援・家族支援・地域支援

地域の障害や発達につまずきのある児童が通所し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行うこと<発達支援>や通所児童の家族に対して障害受容のサポートを行うこと<家族支援>を事業の目的とします。

又身近な地域における通所支援機能として、日々通所してくる児童はもとより、通所児童以外の地域の障害児やその家族を対象とした支援や保育所をはじめとする障害児を預かる施設への援助や助言をあわせて行う（保育所等訪問支援事業）など、地域の中核的療育支援施設としての役割を果たし<地域支援>、又児童発達支援センターの必須事業である、障害児支援利用計画（相談支援）を行い全ての障害児者に必須となる計画相談作成の事業所として、障害者の計画相談事業と協力共同しながら地域の要望にこたえていきます。

3、利用定員

利用定員 24名 利用登録者 22名（R4年4月予定）

4、職員体制

職種	定数	現員
管理者	1名	1名
児童発達支援管理責任者	1名	1名
相談支援専門員	1名	1名
訪問支援員	1名	2名（兼務）
保育士または 児童指導員 （1名公認心理師・1名言語聴覚士）	6名	7名 4名（2名兼務）
相談員		1名
管理栄養士（契約職員）		1名
給食調理員	1名	2名
補助職員		1名

嘱託医（嘱託職員）	1名	2名
送迎運転手		1名
送迎添乗員		1名
合 計	12名	23名

5、営業日及び営業時間及びサービス提供時間

① 営業日

月～金曜日（年末年始・夏期休暇・春期休暇を除く）

第1・3土曜日

② 営業時間

月～金曜日 8：30～17：00

第1・3土曜日 9：00～12：00

③ サービス提供時間

月～金曜日 9：00～15：00（毎週火曜日の午前中は親子保育）

第1・3土曜日 9：30～11：30

6、今年度の重点方針

<発達支援>・・通所児童への支援

発達につまずきのある幼児や障害を持つ児童とその家族に対して、通園の方法をとり、日常生活における療育の場を提供し、障害の固定化の予防や日常生活における基本的動作を習得し及び集団生活に適応できるよう、適切な指導や援助を行い豊かな育ちを保障します。また保護者が見通しを持った子育てが行えるよう具体的な生活の中で子育て上の困難に対する支援を行います。

<家族支援>・・通所児童の家族に対しての支援

親子保育の実施や懇談会、学習会を開催し、同じ悩みを持つ保護者同士のつながりをつくりながら保護者や家族の障害受容のサポートをしていきます。また適正な就学や転園について一緒に考え、見学等行いながら、子どもの立場に立った次の進路決定のサポートをしていきます。

①新しい管理者の下で、主任を中心に新たな職員集団を構築します。

管理者が交代しますので、1つ1つの事象に丁寧に対応しながら、主任を中心に新たな職員集団づくりに努め、通園めだかを継続・発展させていきます。

保育現場の職員が大きく変わることから、通園の保育に求めるものや子どもの捉え方、発達段階の理解や保育技術など、主任とグループリーダーを中心に同じ思いや目標をもった職員集団を構築していきます。

②福祉職員および児童分野職員としての専門性の向上に努めます。

計画的な法人研修と児童分野の研修を通じて、福祉職員および児童分野職員としての専門性の向上に努めます。

また通園めだかの保育・療育および組織の課題を明らかにした上で、その課題に必要な研修を公認心理師と共に計画し、職員の専門性の向上に努めます。

③公認心理師、言語聴覚士とともに、科学的に子どもの発達を捉えた保育・療育を行います

公認心理師と言語聴覚士が入って園の子どものカンファレンスを実施する中で、科学的に子どもの発達を捉え、子どもの発達の最近接領域に迫った保育・療育が行えるように努めます。

また言語聴覚士に保育実践に入って頂き支援についての具体的なアドバイスを頂くことで、児童発達支援センターとしての療育技術および専門性の向上に努めます。

④保護者との信頼関係づくりおよび保護者集団づくりに努めます

親子保育でのかかわりや、保護者懇談会、保護者学習会、家庭訪問、個人懇談、送迎時の会話等、保護者とのコミュニケーションを大事にしながら保護者の思いに寄り添い、不安や悩みに対応していく中で、保護者との信頼関係を構築していきます。

また、親子保育や保護者懇談会、学習会を通して、悩みを出し合え励まし合える保護者同士の関係づくりに努めます。

<地域支援> ・ ・ 障がい児等療育相談支援事業と相談支援・わんぱく教室

⑤個別療育および保育所等訪問支援事業を実施します

地域の保育所や幼稚園に通っている言語の課題がある子どもの個別療育を実施します。言語聴覚士がアセスメントを行い、必要な言語訓練を週1回半年間を限度として実施します。また訓練の成果を集団生活の中で活かせるよう、所属の保育所や幼稚園に保育所等訪問支援事業を使って訪問し、専門的なアドバイスや支援を行います。

⑥公認心理師が地域の相談に応じる体制を作り、相談機能の強化に努めます

3市町から委託を受けている、障がい児等療育相談支援事業に公認心理師を配置し、定期的に相談を受ける機会を作るとともに、地域からの電話相談や保育所等への訪問支援を行い、相談機能の強化に努めます。

また必要な発達検査を実施し、関係機関へ検査結果の返却と支援を実施し、検査機能の強化に努めます。

言語聴覚士を「ことばの相談室」に派遣し、相談窓口の社会資源を充実させるとともに、児童発達支援センターとしての機能の充実を図ります。

⑦相談支援専門員の専門性と資質の向上に努めます

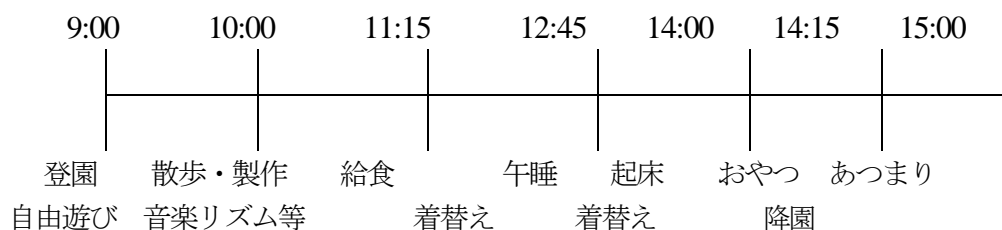
相談支援業務については職員が交代し、新しい職員となりますので、相談支援専門員の資格取得および業務の理解を広げることをまずは目標とします。その上で、子どもの発達を科学的にとらえ、専門性を持った相談支援業務が行えるよう、専門性の向上に努めます。

また学齢児の計画相談については、目標を子ども自身がたてることが、自分の生活を主体的に組みたてることに繋がりますので、モニタリング時には中高生の子どもの面接を実施していきます。

7、利用者への福祉サービス

(1) 集団療育日課

(月～金曜日)



(第1・第3土曜日)

9:30 登園 10:00 あつまり・活動 11:30 降園

○保育・療育支援

<ねらい>

子どもは1日6時間程、母親と離れ、保育者による配慮と適切な指導や援助を受けながら、生活や遊びを通して、生活のリズムや基本的な生活習慣などの確立をめざし、乳幼児期の豊かな育ちを保障します。

保護者・家族とともに、行事や学習会を通し、育ち合う保育をめざします。

<内 容>

- ① 道具を使った遊びや活動や、また毎日の散歩や外遊び、音楽リズム、絵本の読み聞かせ手遊びなどを多くとり入れた保育・療育をおこないます。
- ② 子ども自身が見通しを持ってわかって楽しめ、生活リズムをつけ、食事・排泄・睡眠など、基本的な生活習慣を身につける保育・療育をおこないます。
- ③ 就園や就学について保護者とともに考え、見学や体験入園などの取り組みを行います。

(2) 個別療育

(月～金曜日) 1時間/回 1回/週 半年間

療育目標を設定した個別プログラムにそって、専門性をもった職員が個別指導を行います。

専門職員：言語聴覚士・臨床心理士（公認心理師）

(3) 親子保育の実施・懇談会・学習会の開催

毎週火曜日9時から11時30分まで、親子保育を実施します。

年数回の保護者懇談会・年1回の家庭訪問・年1回の個別懇談を実施します。

系統だった保護者学習会を、通園くじら・通園らっこと共に開催します。

(4) その他必要な援助

園での発達相談の開催と市町による発達相談等への情報提供と同行を行います。個別療育への同行・個別相談への同行を行います。

(5) 健康管理

- 年2回 嘱託医による健康診断を実施します。
- 年1回 嘱託医による歯科健診を実施します。
- 年1回 検尿を実施します。
- 年1回 三重県立盲学校の先生による 視力検査を実施します。

(6) 送迎サービス

事業実施区域内の希望者全員の完全送迎を実施します。保護者の希望を伺い、送迎利用契約等を結んだ上で実施します。

(7) 給食サービス

生活の一部として食事習慣を身につけ、楽しく食事が食べられるように支援します。偏食の強い子どもやアレルギーの子ども、嚥下困難のある子どもには、個別に対応します。

一食につき200円（おやつも含め）で給食を提供します。但し、非課税世帯につきましては、一食につき100円（おやつ含め）となります。

(8) 保育所等訪問支援事業

保護者の依頼により、保育所や幼稚園・小学校等を専門職員が訪問し、集団生活の適応に向けた必要なアドバイスや支援を行います。

8、諸記録の整備

保育日誌・ケース記録・個別支援計画・健康診断記録・給食日誌・避難訓練記録
研修記録等、児童発達支援センターとして定められた必要書類の整備を行います。

9、利用者・家族のプライバシーの確保

人権擁護の立場から個人のプライバシーの保護並びに配慮を徹底します。

職員は正当な理由なく、その業務上知り得た利用者及び家族の秘密を第三者に漏らしてはならない。更に職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約に明記するなど必要な措置を講じます。

10、緊急時の対応

利用児が怪我や発熱、その他緊急事態が生じた時には、応急処置を行い、速やかに家族に連絡するとともに、管理者に報告します。また、必要な場合には、医療機関への緊急搬送等の措置を講じます。

- ・救命救急講習会の実施（年に1回）

11、事故発生時の対応

事故が発生した場合は、県・市町村及び家族等に連絡を行なうとともに必要な措置を

講じ、事故状況及び事故に際して取った処置について、記録するものとします。

また、万一の事故に備え、損害保険に加入し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

1 2、非常災害対策（安全管理）

天災及びその他の災害は発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講じます。また、防火責任者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、職員に周知徹底をはかるとともに、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとります。又非常災害に備えるため、避難、救出その他必要な訓練を定期的に行います。

- ・避難訓練等の実施（月に1回）
- ・防犯訓練の実施（年に1回）
- ・消防設備等の点検（年に2回）
- ・消防設備自主点検（月に1回）

1 3、虐待防止・人権擁護のための措置

利用者の人権擁護・虐待防止等に対応するため、責任者及び推進委員の配置、相談窓口の設置等苦情解決体制に整備、職員に対する研修その他の必要な措置を講じます。

虐待防止責任者	下口 公未佳
虐待受付担当者	仲 さより

1 4、苦情解決のための措置

利用者家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置その他の必要な措置を講ずる。

苦情解決責任者	下口 公未佳
苦情受付担当者	仲 さより
第三者委員	紀宝町役場福祉課課長
第三者委員	紀宝町社会福祉協議会事務局長

1 5、職員（援助者）の援助技術の向上

- (1) 職員会議（ケース会議・グループ会議含）の実施（週1回）
- (2) 研修の実施
 - ・研修計画の策定
 - ・各種研修会への参加
 - ・発達の学習・障害についての理解・就園／就学についての学習等
 - ・各々の職員の目標設定並びに人事考課を実施します

16、事務・財務管理

- (1) 会計処理の適正化をはかります
- (2) 請求事務の効率化・適正化をはかります
- (3) 経費の省力化をはかります

17、その他の業務

- (1) 和歌山県障害児保育運動連絡会および三重県障害児通園施設等連絡協議会へ結集し、その運動および活動の一翼を担います
- (2) 自立支援協議会 発達支援部会に参加し、地域の課題に取り組むとともに、関係機関との連携をはかります
- (3) 地域の啓発活動（地域住民の障害への理解の促進）につとめます
- (4) 地域との協力につとめます

年間行事計画

春：入園式／春の遠足／健康診断／家庭訪問／保護者懇談会／家族参観

夏：5歳児お泊り保育／夏まつり／進路アンケート実施／保護者懇談会／視力検査

秋：保育開放週間／運動会／個別懇談／保護者懇談会／健康診断／歯科健診／給食試食会

冬：クリスマス会／生活発表会／お別れ遠足／保護者懇談会／卒園式・修了式